

欧洲委員会及び英國知的財産庁（UKIPO）、  
英國のEU離脱（Brexit）後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新

2020年7月14日  
JETRO テュセントルフ事務所

欧洲委員会は、2020年7月9日、英國の欧洲連合（EU）離脱（Brexit）後の移行期間の終了後に生じる不可避の変化に向けて各国当局、企業及び市民が準備するのを手助けするコミュニケーション（文書）「変化に備える」を採択した旨等、プレスリリース等にて公表した。なお、離脱協定に従って、2020年12月31日まで続く移行期間中は、EU法が引き続き英國に適用される<sup>1</sup>。

また、英國知的財産庁（UKIPO）は、2020年6月26日、移行期間の終了後（2021年1月1日以降）に行うべきことを説明する複数のガイダンスを、ウェブサイトにて更新した。

## 1. 欧洲委員会による、移行期間の終了に向けた準備に関する文書及び通知

本プレスリリース等によれば、本文書は、進行中のEU・英國間の交渉の結果にかかわらず、EUを離脱し移行期間を今年終了するという英國の決定によって2021年1月1日以降に生じる不可避の変化に向けて、全ての行政機関及び利害関係者が準備できるように、変化が生じる主要な分野の概要及びアドバイス等を示すものである、また、本文書は決して交渉の結果を予断するものではない、等としている。

並行して、欧洲委員会は、移行期間の終了に向けて利害関係者が準備するのを手助けするための各分野における通知を更新・公表しており、これらの通知のリストは当該文書の付属書に記載され、全ての通知は欧洲委員会の専用ウェブページで入手可能である、としている。

知的財産については、本文書（p.23等）では、例えば移行期間の終了時に生じる変更の概要及びアドバイスとして、以下のものが含まれている。

### ＜変更の概要＞

- ① 2021年1月1日以降、EUにおける取引業者は、英國から商品を調達する際に、権利者に対して消尽を主張することができなくなる。

<sup>1</sup> 移行期間については、離脱協定第132条に従って、2020年6月30日までのEUと英國の共同決定により最大1年間又は2年間一度限り延長することが可能であった。英國が当該決定を拒否したことは、移行期間は2020年12月31日に終了することを意味する。

（当該文書のp.3脚注3を参照。）

② 2021年1月1日以降、既存のEUの単一の知的財産権（EU商標、共同体意匠、共同体植物品種権及び地理的表示）は、離脱協定に基づき引き続き保護されたままであるが、新しいEUの単一の権利は、英国では効力を有しなくなることから、地域的範囲が狭くなる。（既存の単一の権利は、英国の権利に変換されることにより、離脱協定の第54条及び第57条に基づき英国で保護される。）

#### ＜企業及び加盟国の行政機関へのアドバイス＞

- ① 英国からの並行取引に関与している企業は、その事業の取決め等を再検討するべきである。
- ② 利害関係者は、関連する場合、将来の知的財産権の英国での保護を確実にするために必要な措置を講じるべきである。

また、「知的財産権の消尽」、「商標及び意匠」並びに「医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書（SPC）」の各分野における利害関係者への通知では、移行期間の終了後の法的状況（当該通知のPart A）や離脱協定の関連規定（当該通知のPart B）等が説明されている。

当該通知には、例えば以下の情報が含まれている。

#### 1.1 知的財産権の消尽の分野における利害関係者への通知

移行期間の終了後の法的状況について、特に以下の情報が含まれている。

- ・ EU法の下では、知的財産権によって保護された商品がいったんEU域内の市場に適法に置かれると、当該知的財産権は商品の商業的利用に関して消尽する。その場合、権利者は、もはや第三者による当該商品の更なる商業的利用等を妨げるために当該知的財産権行使することはできない。
- ・ 移行期間の終了後は、知的財産権によって保護された商品が英国の市場に適法に置かれても、当該知的財産権はEUでは消尽しない。これは、そのような商品の第三者によるEUへの輸入や商業的利用が当該知的財産権の侵害を構成する限りにおいて、とりわけ、権利者又は権利者の同意を得た者がそのような輸入や商業的利用に反対する可能性があること、を意味する。

また、離脱協定の関連規定についても説明されている。

#### 1.2 商標及び意匠の分野における利害関係者への通知

利害関係者へのアドバイスとして、以下のものが含まれている。

#### ＜利害関係者へのアドバイス＞

- ・ この通知に記載されている影響に対処するために、利害関係者、特に、EU法に基づ

く EU 商標・登録共同体意匠・非登録共同体意匠の所有者、EU 商標・登録共同体意匠の出願人、当該 EU 法に依存する可能性のある全ての事業者に対して、特にこの通知を考慮して移行期間の終了の影響を評価することを推奨する。

- 特に、英国において自己の住所又は自己の主たる営業所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人は、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に対する代理のために、EU 法に従って権限を与えられた代理人を適時に指名する必要性を検討すべきである。
- EUIPO に対して自然人又は法人を代理する権限を現在与えられている者は、当該者が英國国民である場合、及び／又は、商標若しくは意匠に関する事項について代理する当該者の権利が英國の資格に基づいている場合、当該者が EUIPO に対する職業代理に関する要件を引き続き満たすかどうか吟味すべきである。

また、移行期間の終了後の法的状況について、特に<地域的範囲：出願及び権利>、<地理的範囲：EU を指定している国際登録>、<EU 商標の所有権を規制する法律>、<英國における EU 商標の使用と権利の維持>、<EU 商標におけるシニオリティの主張>、<EUIPO に対する代理>に関する情報が含まれており、例えば以下のとおりである。

#### <地域的範囲：出願及び権利>

- 移行期間の終了時に係属中の EU 商標又は登録共同体意匠の出願は、英國をカバーしなくなる。
- EUIPO によって付与される権利は、EU 加盟国のみをカバーすることになる。
- EU 法（規則 (EC) No 6/2002）で規定された方法によって公衆の利用に供されている非登録共同体意匠は、EU 加盟国のみで有効となる。

#### <地理的範囲：EU を指定した国際登録>

- 商標の国際登録に関するマドリッド制度及び意匠の国際寄託に関するハーグ制度に従って移行期間の終了前に EU を指定した商標及び意匠の国際登録の所有者は、移行期間の終了日以降、それらの国際登録は EU 加盟国でのみ有効となることを考慮すべきである。

#### <英國における EU 商標の使用と権利の維持>

- 移行期間の終了後は、英國における EU 商標の使用（輸出目的を含む）は、EU 商標によって与えられる権利を維持するための「EU における」<sup>2</sup> 使用としての資格を失う。
- ただし、移行期間の終了前の英國における EU 商標の使用（輸出目的を含む）は、使用が示されなければならない関連期間に関する限りにおいて、EU 商標によって与えられる権利を維持するための「EU における」 使用を構成する。

#### <EU 商標におけるシニオリティの主張>

- 移行期間の終了後は、英國の国内商標権に基づく EU 商標における全ての既存のシニ

---

<sup>2</sup> 規則 (EU) 2017/1001 の第 18 条。

オリティの主張は、EUにおいて効力を有しなくなる。

#### <EUIPOに対する代理>

- ・ 移行期間の終了後は、英国のみにおいて自己の住所又は所在地を有する自然人又は法人は、規則 (EU) 2017/1001 の第 120 条(1) (EU 商標に関するもの) 及び規則 (EC) No 6/2002 の第 78 条(1) (共同体意匠に関するもの) に従って、EU 商標の出願又は登録共同体意匠の出願以外については、当該 2 つの規則で定める全ての手続について EUIPO に対して代理人を通じなければならなくなる。
- ・ 移行期間の終了後は、当該通知の 6.2 に記載の者は、規則 (EU) 2017/1001 の第 120 条及び規則 (EC) No 6/2002 の第 78 条で定める要件を満たさなくなる。
- ・ ただし、EUIPO に対して継続している手続に関しては、離脱協定の第 97 条を参照されたい。

また、離脱協定の関連規定についても説明されている。

### 1.3 医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書 (SPC) の分野における利害関係者への通知

移行期間の終了後の法的状況について、特に以下の情報が含まれている。

#### <EUにおける SPC の期間の算定>

- ・ 規則 (EC) No 469/2009 の第 13 条及び規則 (EC) No 1610/96 の第 13 条には、SPC は、基本特許の法定存続期間が終了したときに効力を生じるものとし、その対象期間は、基本特許の出願日以後 EU における製品販売のための最初の認可の日までに経過した期間から、5 年の期間を削減した期間に等しいものとする、と規定されている。
- ・ 移行期間の終了後に英国の当局によって付与された製品販売のための認可は、証明書の存続期間に関する当該規則の規定の適用上、EU における製品販売のための最初の認可とはみなされない。
- ・ ただし、移行期間の終了前に英国の当局によって付与された製品販売のための認可は、証明書の存続期間に関する当該規則の規定の適用上、EU における製品販売のための最初の認可とみなされる。

#### <移行期間の終了後に英国で提出された SPC の申請書>

- ・ 移行期間の終了後は、規則 (EC) No 469/2009 及び規則 (EC) No 1610/96 は、英国には適用されなくなる（離脱協定第 60 条に記載されてる場合を除く）。

また、離脱協定の関連規定についても説明されている。

さらに、欧州委員会のウェブサイトには、1.1～1.3 の通知の他に、「.eu ドメイン名」、「著作権」、「植物品種権」、「地理的表示」等の分野における通知も含まれている。

## **2. UKIPOによるガイダンス**

UKIPOは、2021年1月1日以降に行うべきことを説明する複数のガイダンスを更新した。

当該ガイダンスの更新履歴では

「EUを指定する国際商標及び意匠の所有者は、マドリッド及びハーグシステムを通じて保護された国際的な権利に基づいて、移行期間の終了時に同等の英国の権利が自動的に付与される。」

とされているとともに、

当該ガイダンスには、例えば以下の情報が含まれている。

### **2.1 ガイダンス：2021年1月1日以降の国際商標登録に関する変更**

2021年1月1日に、EUを指定して保護された国際商標登録は英国においては有効ではなくなる。

この日に、これらの権利は直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる。

既存の権利を有する場合、この段階では何もする必要はない。

#### **<同等の商標（国際登録）：同等の英国商標の付与>**

- ・ 全ての保護された国際（EU）商標の指定について、UKIPOは英国登録簿に記録される同等の英国商標を付与する。
- ・ マドリッドプロトコルの下でEUにおいて保護された国際商標登録は、2021年1月1日以降は、英国においては保護を受けられなくなる。これに対処するために、2021年1月1日にUKIPOは、2021年1月1日の直前に保護されたというステータスを有する国際（EU）商標の指定それぞれに関して、同等の商標を付与する。
- ・ 新しい英国の権利は、英国法の下で出願及び登録されたものとして扱われ、元の国際登録とは別に、申立、譲渡、ライセンス又は更新の対象になり得る。
- ・ 国際出願においてEUを指定していた場合、同等の商標の出願日及び登録日は、国際登録の日付に対応する。この日付は、将来の英国の更新のためにも適用される。
- ・ 同等の商標は国際商標の所有者に無料で付与され、UKIPOは最小限の管理負担が権利者に課されることを保障している。

#### **<係属中の出願>**

- ・ 2021年1月1日時点で係属中のEU指定を有する場合、2021年1月1日の後9月以内

に英国商標を登録するために出願することができ、当該係属中の EU 指定の先の出願日を維持することができる。

- ・ なお、2021 年 1 月 1 日より前に請求されていて、2021 年 1 月 1 日時点でもまだ EUIPO によって発行される保護の声明の対象になっていない EU 指定には、同等の英國商標の自動的な付与は適用されない。
- ・ 以前に国際（EU）商標の保護の出願をしており、2021 年 1 月 1 日より前の日付の国際登録を有している場合、同じ商標について英國出願において当該日付を主張することができる。
- ・ これらの出願は、英國の商標出願として扱われ、英國法の下で審査される。この場合、通常の英國の料金体系が適用される。
- ・ 2021 年 1 月 1 日より前に EUIPO によって発行される拒絶の通報の対象となっている国際（EU）商標は、対応する英國出願をする際に先の日付を主張するために使用することはできない。

#### ＜英國の同等の商標の取得のオプトアウト＞

- ・ 保護された国際（EU）商標の所有者は、英國の同等の商標の取得を希望しない場合、その取得をオプトアウトすることができる。
- ・ 当該所有者は、登録共同体意匠（RCD）、国際（EU）意匠及び EU 商標の所有者に提供されているのと同じオプトアウトの方法で、当該オプトアウトを行うことができる。

#### ＜更新及び回復＞

- ・ 将來の更新のために、當該同等の商標は、対応する国際登録の既存の更新日を引き継ぐ。

#### ＜優先権及びシニオリティの主張の効果＞

- ・ 対応する国際（EU）商標に対して記録されているパリ条約に基づいて主張された優先日は、同等の英國商標によって引き継がれる。
- ・ 国際（EU）指定に対して登録されている先の英國又は国際（英國）商標に基づくシニオリティの主張は、同等の英國商標によって保持される。
- ・ 同等の英國商標における既存の優先日及びシニオリティの日の保持は、自動的に行われる。出願、優先権及びシニオリティの情報は、新しい英國の権利に自動的に移されるため、国際（EU）商標権の所有者は、先の有効な日付を UKIPO に通知する必要はない。
- ・ 英國の出願手続では、2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に出願された係属中の国際（EU）出願に対応する出願について、優先日及びシニオリティの日を記録するための手段が提供される。

### <使用及び名声>

- ・ 2021 年 1 月 1 日より前になされた EU における商標の使用は、英國の内外を問わず、同等の英國の権利の使用としてみなされる。
- ・ 2021 年 1 月 1 日より前の期間が関連する 5 年の期間に含まれる場合、EU における使用は、商標の使用があったかどうかを評価する際に考慮される。2021 年 1 月 1 日以降の期間が当該 5 年の期間に含まれる場合、当該期間内の EU (及び英國外) における同等の商標の EU における使用は、考慮されない。
- ・ 同様のアプローチが名声の評価にも適用される。

また、当該ガイダンスには、その他に、<国際 (EU) 事後指定の効果>、<同等の商標の番号付与>、<国際登録を転換するための係属中の出願>、<証明標章及び団体標章> 等についての情報も含まれている。

## 2.2 ガイダンス：2021 年 1 月 1 日以降の EU を保護する国際意匠

移行期間後、EU を指定して保護された国際意匠登録は英國においては有効ではなくなる。

2021 年 1 月 1 日に、これらの権利は直ちにかつ自動的に英國の権利に置き換えられる。既存の権利を有する場合、この段階では何もする必要はない。

### <再登録国際意匠の付与>

- ・ 全ての保護された国際 (EU) 意匠について、UKIPO は英國登録簿に記録される同等の英國の権利（再登録国際意匠）を付与する。
- ・ ハーグ協定の下で EU において保護された国際意匠登録は、2021 年 1 月 1 日以降は、英國においては効力を有しなくなる。これに対処するために、UKIPO は、2021 年 1 月 1 日の直前に保護されたというステータスを有する国際 (EU) 意匠のそれぞれから、再登録国際意匠を付与する。
- ・ 当該権利は、独立した英國の権利となり、元の国際 (EU) 意匠とは別に、申立、譲渡、ライセンス又は更新の対象になり得る。
- ・ RCD から付与される英國の権利と同様に、保護された国際 (EU) 意匠から付与される再登録国際意匠は、所有者に無料で付与される。

### <係属中の出願>

- ・ 2021 年 1 月 1 日時点で係属中の国際 (EU) 意匠を有する場合、2021 年 1 日の後 9 月以内に英國意匠を登録するために出願することができ、当該係属中の国際 (EU) 意匠権の先の出願日を維持することができる。
- ・ なお、2021 年 1 月 1 日時点でもまだ EUIPO によって発行される保護の声明の対象にな

っていない国際登録の権利には、英国の再登録国際意匠の自動的な付与は適用されない。

- ・ 2021年1月1日時点で、国際（EU）意匠登録出願を通じてEUにおける保護を求めていた場合、対応する英国の登録意匠出願のために先の登録日（及び優先日）を主張することもできる。これは、当該出願がWIPOによって公開されているが、EUIPOがWIPOに拒絶を通報しなければならない期間がまだ満了していない場合に、適用される。
- ・ これらの出願は、英国の登録意匠出願として扱われ、英國法の下で審査される。この場合、通常の英國の料金体系が適用される。
- ・ 2021年1月1日より前にEUIPOによって発行される拒絶の通報の対象となっている国際（EU）意匠は、対応する英國出願を出願する際に先の日付を主張するために使用することはできない。

#### ＜再登録国際意匠の所有のオプトアウト＞

- ・ 保護された国際（EU）登録意匠の所有者は、再登録国際意匠の所有を希望しない場合、その所有をオプトアウトすることができる。
- ・ 当該所有者は、RCD及びEU商標の所有者に提供されているのと同じオプトアウトの方法で、当該オプトアウトを行うことができる。

#### ＜更新及び回復＞

- ・ 将來の更新のために、当該再登録国際意匠は、対応する国際登録の既存の更新日を保持する。

#### ＜優先権主張＞

- ・ 対応する国際登録に記録されているパリ条約に基づいて主張された優先日は、再登録意匠によって引き継がれる。

また、当該ガイダンスには、その他に、＜再登録意匠の番号付与＞、＜公告延期＞等についての情報も含まれている。

### 2.3 ガイダンス：2021年1月1日以降のEU及び国際意匠：権利者にとっての法的問題

#### ＜再登録意匠の所有者のための登録の証明＞

- ・ 新しい再登録意匠の所有者は、英國の登録証を受け取らない。

#### ＜管轄の決めと係属中の手続＞

- ・ 英國の裁判所は、現在、登録共同体意匠及び国際（EU）意匠権に関する侵害訴訟にお

いて EU の裁判所として機能することができる。訴訟は共同体意匠規則の下で審理され、裁判所は EU 全体にわたる差止命令を発することができる。

- ・ 2021 年 1 月 1 日以降は、英国は EU の法制度の管轄に属さなくなることから、EU 全体にわたる差止命令は再登録された英国の権利には適用されない。
- ・ 移行期間の終了時に進行中の UKIPO の審判所に対する手続は、(英國の) 登録意匠法の下で引き続き審理される。これらには、RCD 又は国際 (EU) 意匠の所有者が英国の国内権利に対して法的措置を起こした手續が含まれる。

#### <既存の差止命令>

- ・ 2021 年 1 月 1 日時点で機能している差止命令が、既存の RCD 又は国際 (EU) 意匠権を侵害する英国での行為を禁止している場合、当該差止命令の条件は、それが再登録意匠にも適用されるものとして扱われる。

また、当該ガイダンスには、その他に、<ライセンス、担保権及び譲渡>等についての情報も含まれている。

— 欧州委員会のプレスリリース等は、以下参照 —  
(プレスリリース)

[Getting ready for the end of the transition period with the UK: European Commission adopts “readiness” Communication](#)

(文書「変化に備える」)

[Getting ready for changes - Communication on readiness at the end of the transition period between the European Union and the United Kingdom](#)

(利害関係者への通知)

[Exhaustion of intellectual property rights](#)

[Trade marks and designs](#)

[Supplementary protection certificates for medicinal products and plant protection products](#)

(専用ウェブページ)

[Getting ready for the end of the transition period](#) (最終更新日：2020 年 7 月 13 日)

— UKIPO のガイダンスは、以下参照 —

[Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021](#)

[International EU protected designs after 1 January 2021](#)

[EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders](#)

— 英国の EU 結合に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

- [欧州の関係当局、英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）の知的財産への影響に関する情報を公表（2020年2月3日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱（no-deal Brexit）の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表（2019年9月23日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱（Brexit）の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表（2019年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始（2019年7月11日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表（2019年1月25日）（PDF）](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表（2018年11月15日）（PDF）](#)
- [英国政府、EU離脱協定の合意がなかった場合（「No Brexit Deal」）における 知的財産関係のガイダンス文書を公表（2018年9月27日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題（Brexit）の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表（2018年1月31日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)

（以上）